

第13次労働災害防止推進計画の結果

当署の第13次労働災害防止推進計画は、労働安全衛生法第6条に基づき厚生労働大臣が策定した「第13次労働災害防止計画」に地域特性等を踏まえた減少目標を定めています。

【計画期間】

平成30年（2018年）度から令和4年（2022年）度の5か年

【労働災害の減少目標】

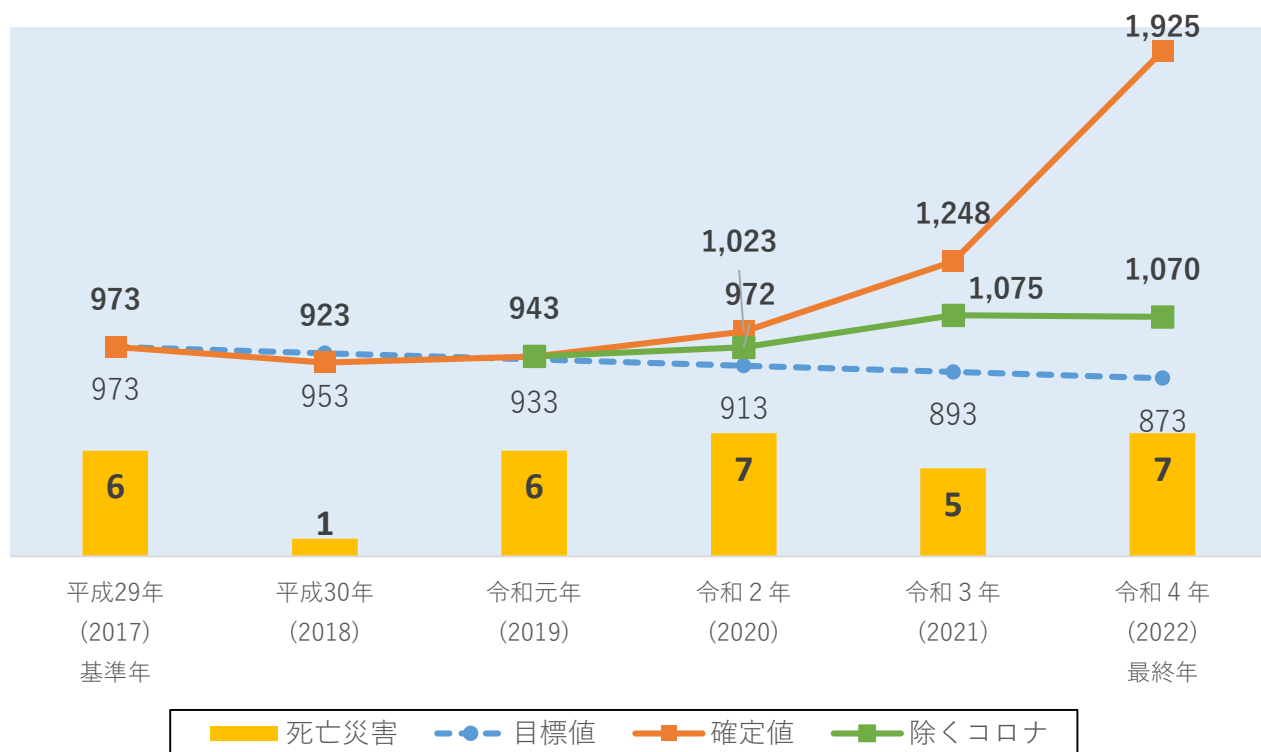
○令和4年の全産業における死亡者数を0件

○令和4年の全産業における休業4日以上之死傷数を873人以下
（平成29年の死傷者数973人と比較して10%以上減少）

第13次労働災害防止推進計画における当署管内の労働災害発生状況は次のとおりです。

各事業場におかれましては、労働災害の減少を図るため、リスクアセスメント手法の導入をはじめ労働災害防止対策の徹底をお願いいたします。

1 全産業における休業4日以上之死傷災害の推移



令和4年の労働災害による死亡者数は7件となり、前年より2件の増加となりました。業種別の内訳では、製造業1件、建設業1件、運輸交通業2件、貨物取扱業1件、商業1件、清掃・と畜業1件が発生しており、目標としている死亡災害0件は達成できませんでした。

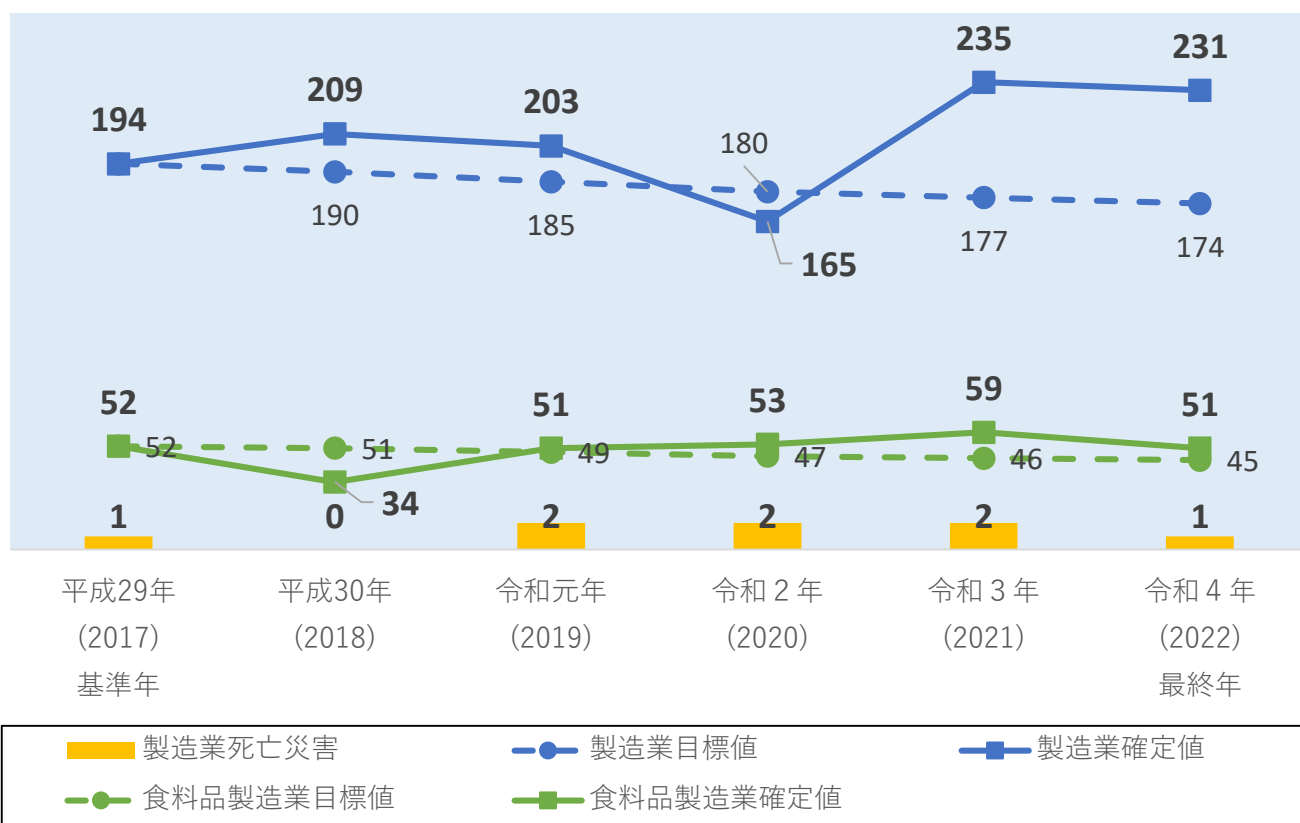
令和4年の休業4日以上之死傷者数は、1,925人で、前年より677人（54.2%）の大幅な増加となり、4年連続で増加している状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症のり患者数を除くと、令和4年は1,070人となり、前年の1,075人より5件（0.5%）の減少となりました。

令和4年の減少目標値である873人以下は達成できず、新型コロナウイルス感染症のり患者数を差し引いても達成することはできませんでした。

2 重点対策業種別の死傷災害の推移

(1) 製造業



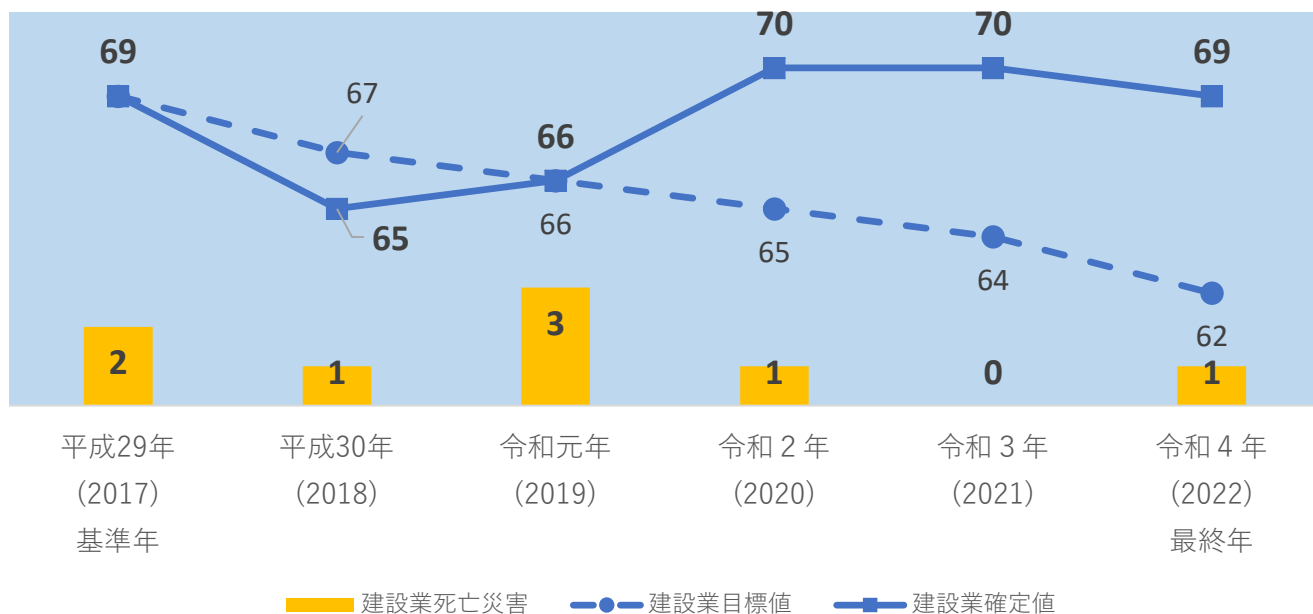
令和4年の製造業における休業4日以上之死傷者数は231人となり、前年と比べて4件（1.7%）の減少となり、目標値である174人を達成することはできませんでした。

事故の型別では、機械に関連した「はさまれ・巻き込まれ」（30.2%（新型コロナを除く製造業全体の割合））、「転倒」（20.3%（同））、「腰痛等の「動作の反動・無理な動作」（13.2%（同））の順で多く発生しています。

令和4年の食料品製造業における休業4日以上之死傷災害は51人と前年比8件（13.5%）の減少しました。事故の型別では、「転倒」（33.3%（食料品製造業全体の割合））が最も多く、次いで「はさまれ・巻き込まれ」（15.7%（同））が多く発生しています。

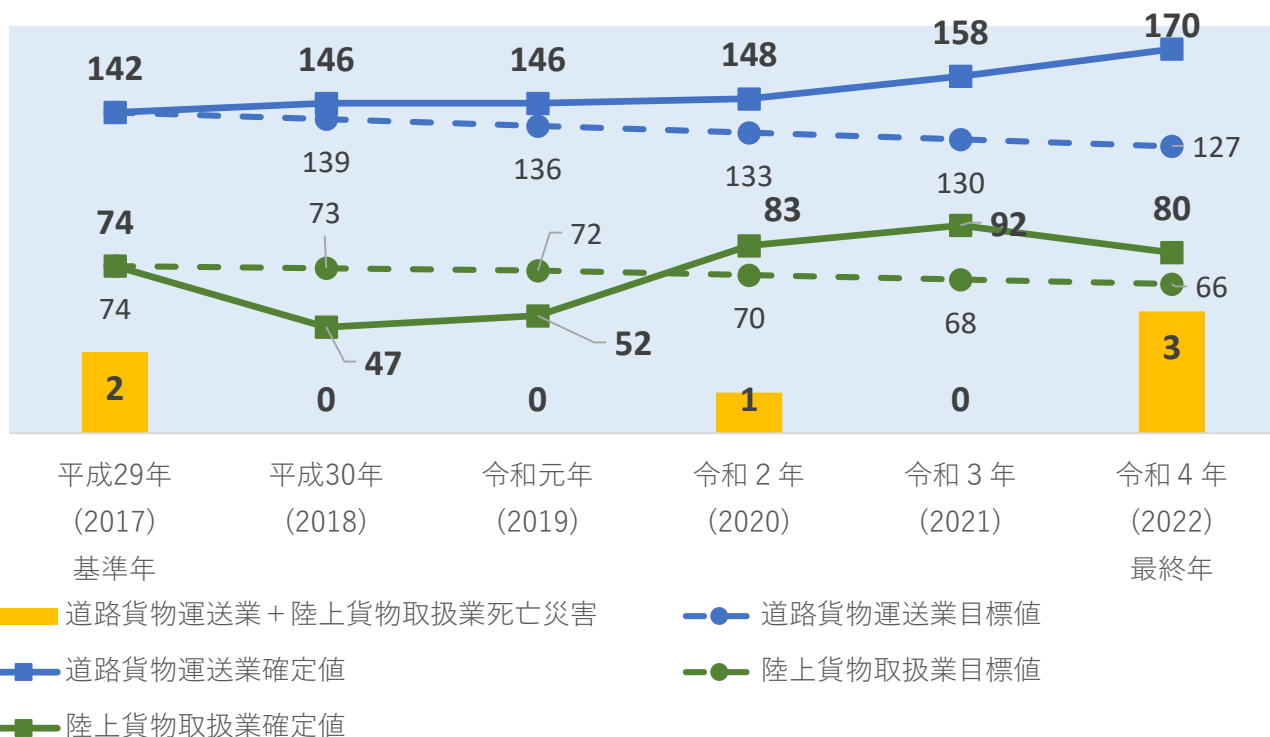
製造業においては、はさまれ・巻き込まれ対策の覆い・囲い等の徹底、転倒・腰痛等の行動災害の予防の取組をお願いいたします。

(2) 建設業



令和4年の建設業における休業4日以上死傷者数は69人で、前年と比べてわずかに減少しましたが、目標達成はできませんでした。このうち、死亡災害は1件発生しています。依然として事故の型別では、「墜落・転落」が最も多く、全体（新型コロナウイルスを除く）の30.5%を占める状況にあります。

(3) 道路貨物運送業・陸上貨物取扱業

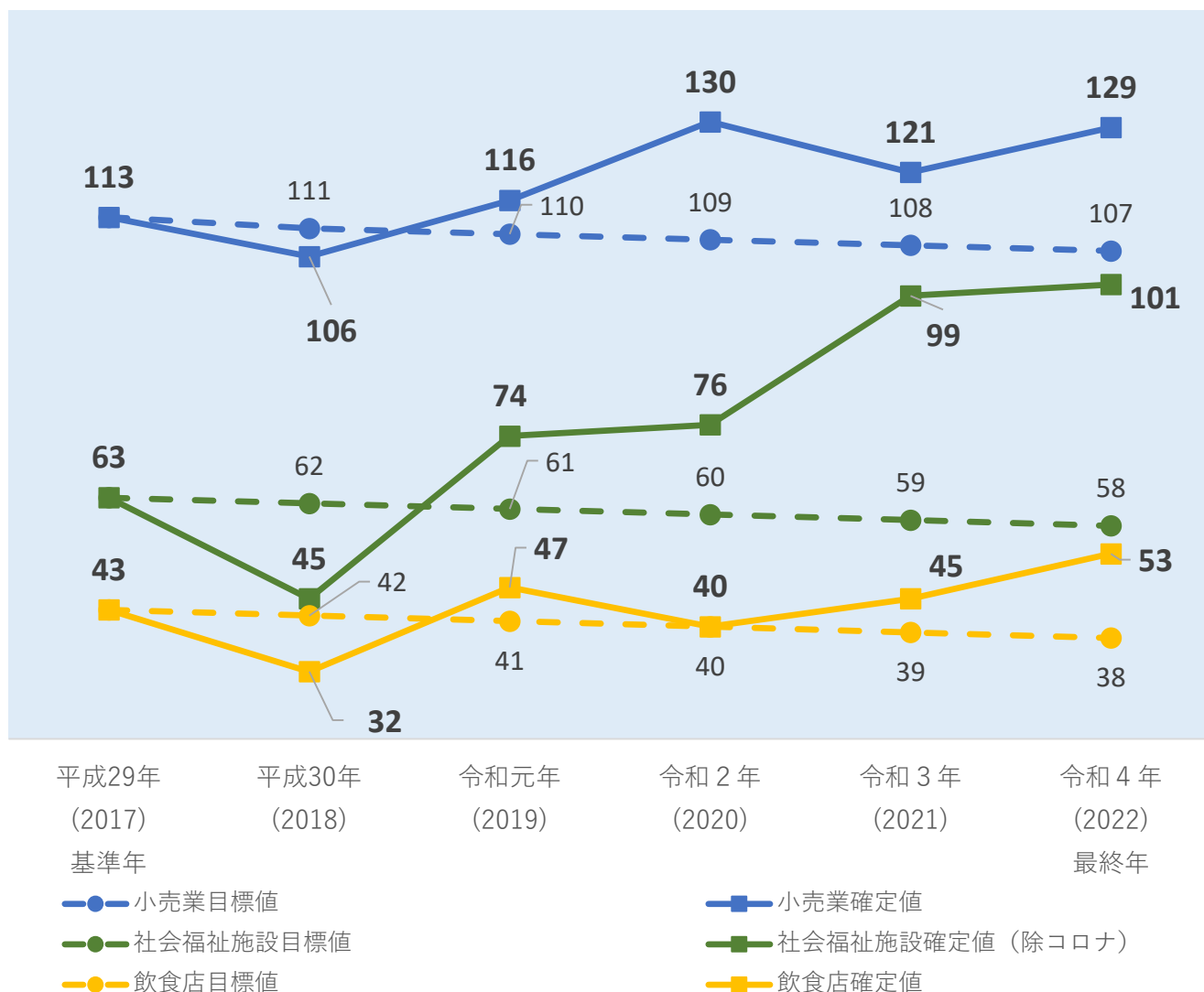


令和4年の道路貨物運送業における休業4日以上死傷者数は170人で、前年と比べて12件(7.6%)の増加となっています。

同年の陸上貨物取扱業における休業4日以上死傷者数は80人で、前年と比べて12件(13.0%)の減少となっています。

死亡災害については、道路貨物運送業2件、貨物取扱業で1件発生しています。

(4) 第三次産業（小売業・社会福祉施設・飲食店）



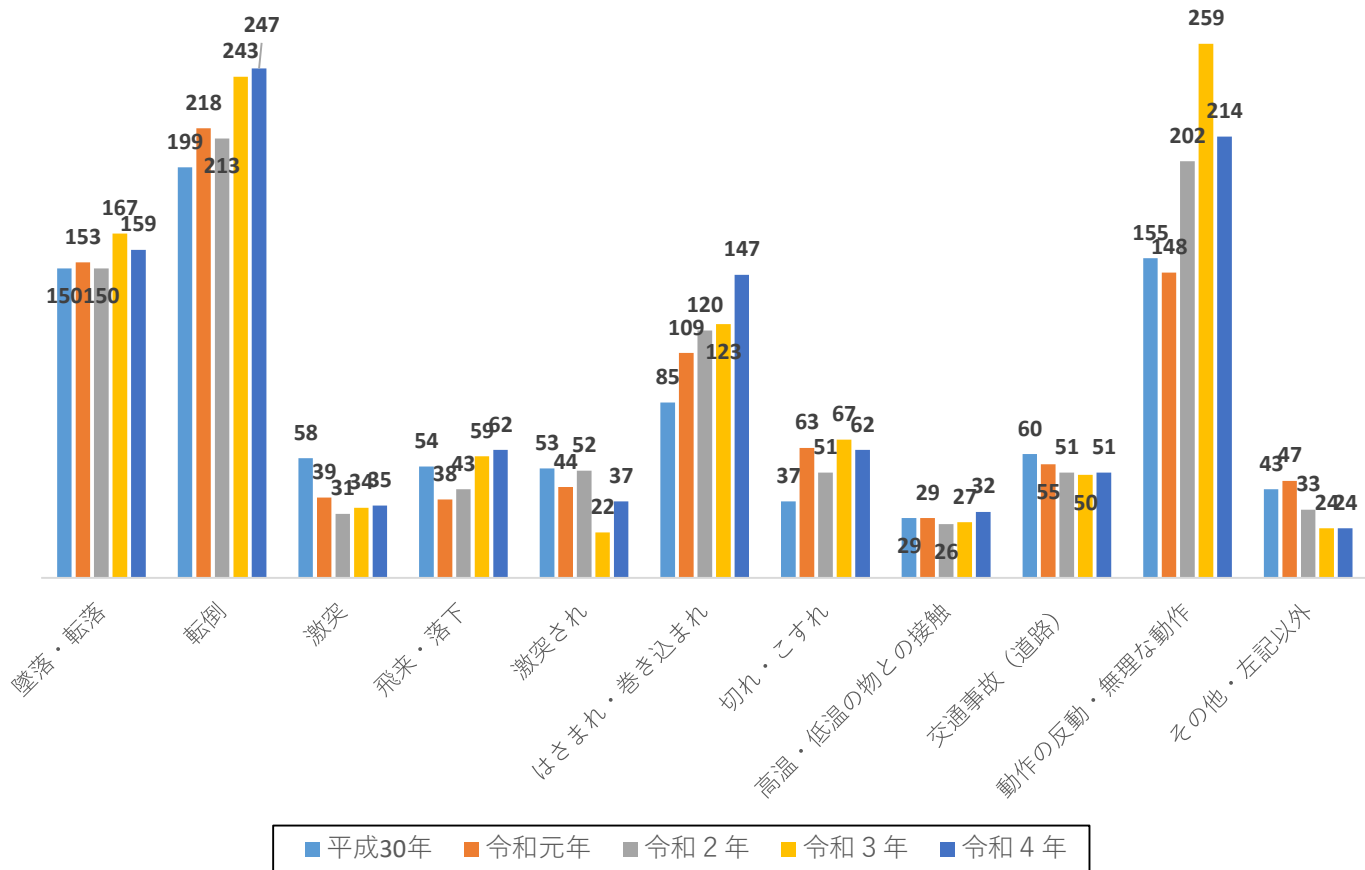
令和4年の小売業における休業4日以上之死傷災害は129人で、前年と比べて8件(6.6%)の増加となり、目標値107件を達成できませんでした。災害の事故の型別では「転倒」が3割を占めて最も多くなっています。

令和4年の社会福祉施設における新型コロナウイルスのり患者を除いた休業4日以上之死傷災害は101人で、前年と比べて2件(2.0%)の増加となりました。災害の事故の型別では、新型コロナウイルスのり患者を除くと腰痛等の「動作の反動・無理な動作」が5割を占め、次いで「転倒」が25%を占めています。

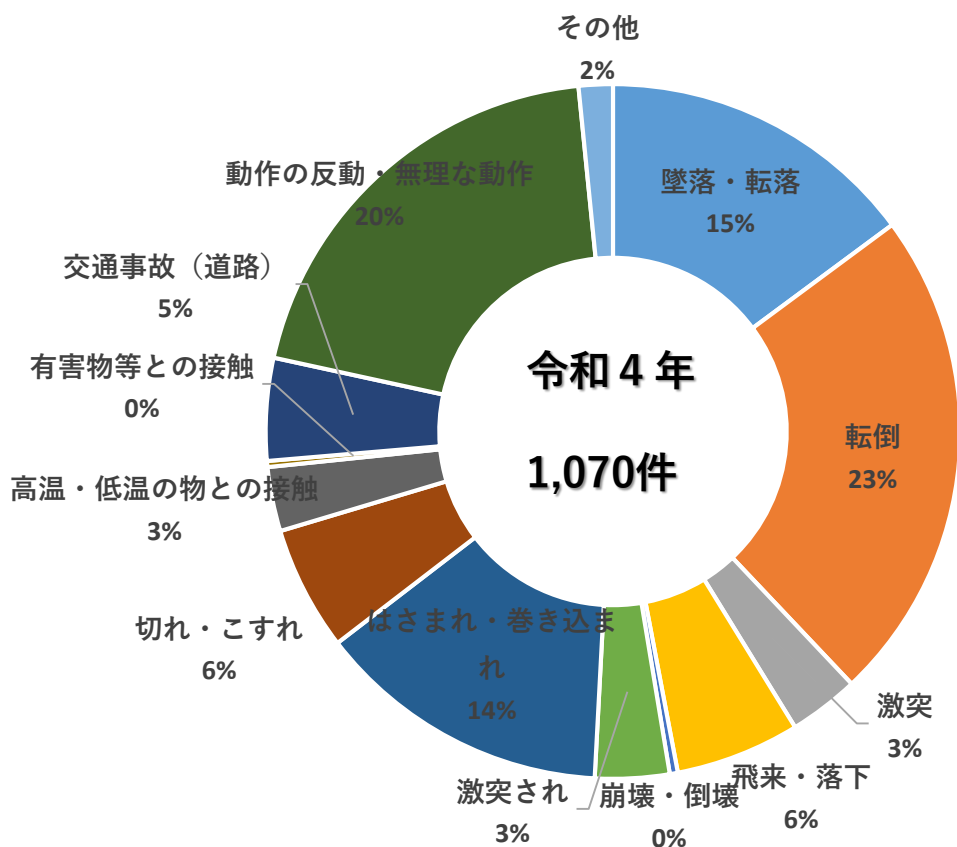
令和4年の飲食店における休業4日以上之死傷災害は53人で、前年と比べて8件(17.8%)の増加となりました。災害の事故の型別では「切れ・こすれ」（飲食店全体の24.5%）が最も多く、次いで「転倒」（同22.6%）、「高温・低温の物との接触」（同13.2%）の順となっています。

上記の第三次産業では、死亡災害が令和2年に1件、令和3年に1件発生しています。

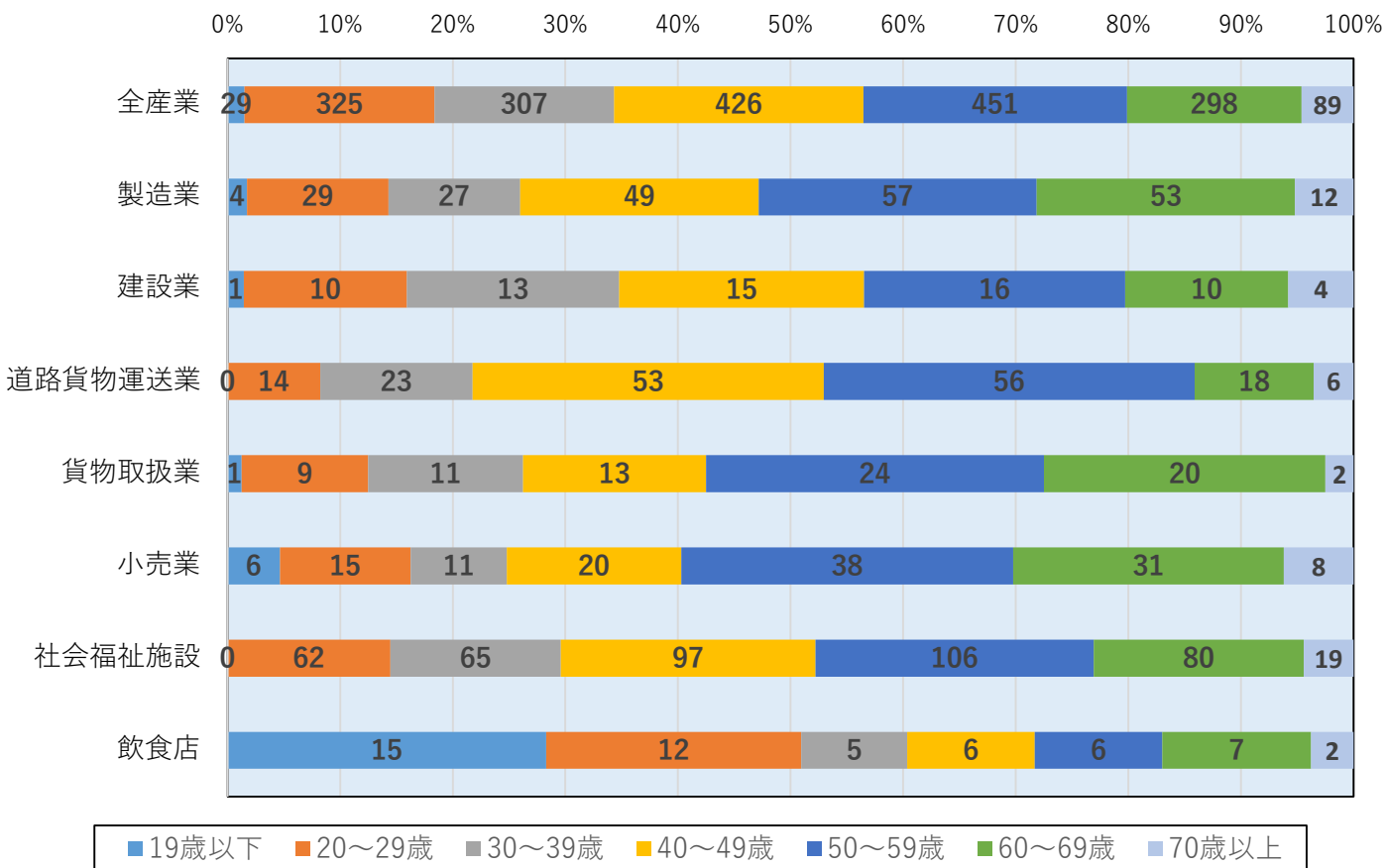
3 事故の型別労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症のり患者を除く）



令和4年の全業種における事故の型別の休業4日以上死傷災害は、新型コロナウイルスのり患者を除くと「転倒」が247人と最も多く、次いで「動作の反動・無理な動作」が214件となっています。



4 年齢別労働災害発生状況



年齢別の休業4日以上の死傷災害では、全産業において50代が23.1%と最も多く、次いで40代が22.1%、20代が16.8%の順となっています。

全国的には、働く高齢者が増加する中で、労働災害の発生率は若年層に比べて高齢層が高いと言われています。

エイジフレンドリーガイドラインを参考に高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入、作業内容の見直し等について取組をお願いいたします。

第13次労働災害防止推進計画（平成30年度～令和4年度）の推進状況

厚木労働基準監督署 令和5年4月（暫定値）

業種別		平成29年 死傷者数 (基準年)	減少 目標	平成30年（2018）		令和元年（2019）		令和2年（2020）		令和3年（2021）		令和4年（2022）	
				目標値	確定値	目標値	確定値	目標値	確定値	目標値	確定値	目標値	暫定値
全産業	死亡災害	6	0	5	1	4	6	3	7	2	5	0	7
	死傷災害 対前年割合	973	10%減少	953	923 -5.1%	933	943 +2.2%	913	1,023 +8.5%	893	1,248 +22.0%	873	1,925 +54.2%
製造業	死亡災害	194	10%減少	190	209 +7.7%	185	203 -2.9%	180	165 -18.7%	177	235 +42.4%	174	231 -1.7%
	死傷災害 対前年割合	52	10%減少	51	34 -34.6%	49	51 +50.0%	47	53 +3.9%	46	59 +11.3%	45	51 -13.6%
建設業	死亡災害	69	10%減少	67	65 -5.8%	66	66 +1.5%	65	70 +6.1%	64	70	62	69 -1.4%
	死傷災害 対前年割合	142	10%減少	139	146 +2.8%	136	146	133	148 +1.4%	130	158 +6.8%	127	170 +7.6%
陸上貨物 取扱業	死亡災害	74	10%減少	73	47 -36.5%	72	52 +10.6%	70	83 +59.6%	68	92 +10.8%	66	80 -13.0%
	死傷災害 対前年割合	113	5%減少	111	106 -6.2%	110	116 +9.4%	109	130 +12.1%	108	121 -6.9%	107	129 6.6%
第三次産業	社会福祉 施設	63	5%減少	62	45 -28.6%	61	74 +64.4%	60	102 +37.8%	59	117 +14.7%	58	429 +266.7%
	飲食店	43	10%減少	42	32 -25.6%	41	47 +46.9%	40	40 -14.9%	39	45 +12.5%	38	53 -17.8%

第13次労働災害防止推進計画のポイント

2018年度から2022年度（5か年計画）

厚木労働基準監督署

ポイント 1
重点対策ごとに
数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、**重点対策ごとに数値目標を設定**しています。

ポイント 2
死亡災害の撲滅
を目指した対策

- ・建設業での墜落・転落災害防止対策への取組強化及びハーネス型安全帯の普及促進を実施。
- ・製造業における施設・設備・機械等に起因する「はさまれ・巻き込まれ」災害防止（リスクアセスメントの実施方法の見直しと自主的総点検の実施）。

ポイント 3
災害多発業種に
対する対策強化

- ・陸上貨物運送事業対策として、荷主等と連携し協働した取組を展開していくための「荷役災害防止等連絡協議会」への参画団体を勧奨。
- ・第三次産業（社会福祉施設、小売業、飲食業）に対する対策強化。

重点対策ごとの具体的取組

リスクアセスメントの普及促進、高齢労働者対策、非正規雇用労働者対策は共通です。

製造業

管内の災害防止団体及び工業団地等との連携を強化し、研修会や講習会の開催のほか、リスクアセスメントの実施方法の見直しと普及促進、機械設備等の「はさまれ・巻き込まれ対策」に重点を置いた本質安全化の取組を強化します。

食料品
製造業

管内の災害防止団体及び工業団地等との連携を強化し、食品加工用機械に係る法令順守とガイドラインへの取組を周知するほか、手指の切断等の障害を伴う労働災害が跡を絶たないことから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」を周知し、本質安全化を推進します。

建設業

建設業の災害防止団体及び公共工事発注機関との連携を強化し、労働災害防止対策と建設業の「働き方改革」への取組や「危険の見える化」措置の促進を合同パトロールや研修会で周知し、労働災害防止への取組を強化します。

陸上貨物運
送事業

陸運事業者団体と荷主等の関係団体（荷主が多く所属する事業者団体等）との連携を強化し、関係法令の順守と「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を周知します。また、荷主都合により生じている待機時間によるトラック運転者の長時間・過重労働から生じる健康障害防止対策への取組を地域の陸運事業者と荷主等が協働し連携した取組を要請します。

第3次産業
対策

多店舗展開の「小売業」に対する取組強化。管内保健所や社会福祉協議会等との連携を強化し、「飲食店」や「社会福祉施設」への労働災害防止の取組について、周知・啓発を行います。

転倒災害
防止対策

「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」等の積極的取組を展開します。

腰痛予防

「職場における腰痛予防対策指針」の周知・啓発を行います。

メンタルヘルス
対策

心の健康づくり計画の作成によるメンタルヘルス対策が推進されるよう指導を強化し、メンタルヘルス対策支援センターの活用を勧奨します。

過重労働
対策

労働時間の適正な管理のほか、月80時間を超える時間外労働を行う事業場に対し、医師との面接指導等の実施を推進させるため、面接指導実施要領の作成を指導します。

化学物質
対策

化学物質に係るリスクアセスメントの導入を指導し、危険性または有害性の低い化学物質への代替化を促進します。

粉じん障害
防止対策

粉じん障害防
止総合対策を
推進します。

熱中症
対策

「熱中症を防ごう」を配布し、早期警戒、早期対応を勧奨します。

受動喫煙
防止対策

「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の周知・啓発を行います。